

# 高浜地域の緊急時対応 (概要版) ②PAZ圏における避難・屋内退避の考え方

区域	種別	対象者数(人)	避難等の流れ			備考	
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態		
PAZ (発電所から5km圏内)	施設敷地緊急事態(原災法10条)で避難開始	避難行動要支援者(医療機関・社会福祉施設)	施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始	<p>対象施設 高浜町 (5施設:213名)</p> <p>舞鶴市 (対象施設なし)</p> <p>合計5施設</p>	<p>&lt;避難可能な者:28名&gt;</p> <p>バス1台、福祉車両10台 (職員同乗)により避難</p>	<p>避難先 (敦賀市内7施設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難計画において、避難元施設ごとに避難先施設を設定</li> <li>無理に避難すると健康リスクが高まる者については、放射線防護対策施設に入所している場合は輸送の準備が整うまで屋内退避を実施し、その他の施設に入所している場合は近隣の屋内退避施設へ移動</li> </ul>
		合計 213		<p>&lt;無理に避難すると健康リスクが高まる者:185名&gt;</p> <p>施設内移動又は近隣の屋内退避施設へ移動 (職員が介護)</p>	<p>屋内退避施設 (若狭高浜病院、若狭高浜病院 附属介護老人保健施設 等)</p>		
	避難行動要支援者(在宅)	<p>対象者 (699名)</p>		<p>&lt;避難可能な者:514名&gt;</p> <p>バス25台、福祉車両2台 (支援者同乗)により避難</p>	<p>福祉避難所等※1</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高浜町では、あらかじめ定められた福祉避難所へと避難</li> <li>舞鶴市では、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が舞鶴市と連携の上、避難先を調整・確保</li> <li>避難することによりリスクが高まる避難行動要支援者は、近隣の屋内退避施設へ移動</li> </ul>	
	合計 699	<p>&lt;無理に避難すると健康リスクが高まる者:185名&gt;</p> <p>福祉車両27台により移動 (ピストン輸送)</p>		<p>屋内退避施設※2 (若狭高浜病院、若狭高浜病院附属介護老人保健施設、原子力研修センター、みずなぎ鹿原学園、障害者施設こひつじの苑舞鶴、特別養護老人ホームやすらぎ苑、奥上林公民館 等)</p>			
(原災法15条)で避難開始	避難行動要支援者(学校・保育所)	高浜町 1,059	<p>対象施設(8施設:1,059名) ※高浜町のみ</p>	<p>&lt;避難元で引渡しできなかった者&gt;</p>	<p>避難先施設 (県内避難先:14施設、県外避難先:19施設) ⇒避難先施設で保護者に引き渡し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者への引渡しを開始</li> <li>保護者へ引渡しができない児童等は、職員とともにバスで避難のうえ、避難先において保護者に引き渡す</li> </ul>	
		舞鶴市 (対象施設なし)					<p>バス27台 (教職員同乗)により避難</p>
	合計 1,059	<p>保護者引渡し</p>					
一般住民※3	<p>対象者 (6,835名)</p>	<p>&lt;自家用車で避難可能な者&gt;</p> <p>高浜町:6,116名 舞鶴市:546名</p>	<p>避難先施設 (府県内避難先:26施設、府県外避難先:21施設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難計画において定められている避難先へ避難</li> <li>自然災害等により、避難先施設が利用できなくなった場合に備え、府県内及び府県外において避難先を複数確保</li> <li>自家用車を利用可能な者は自家用車で移動。自家用車が利用できない者は、福井県丹南地方、舞鶴市内のバス会社が保有するバス等で移動</li> </ul>			
合計 6,835	<p>一般住民の避難準備を開始</p>	<p>&lt;自家用車で避難できない者&gt;</p> <p>集合場所 (10箇所) 高浜町:111名(バス3台) 舞鶴市:62名(バス6台)</p>					
合計		8,806					

※3 一般住民の対象者数は、PAZ住民数の合計から割り出した数であり、若干の増減がある。

# 高浜地域の緊急時対応（概要版） ③UPZ圏における屋内退避・一時移転等の考え方

区域	種別	対象者数(人)	屋内退避 / 一時移転等(1週間程度内に実施)の流れ			備考
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
UPZ (発電所から5~30km圏内)	避難行動要支援者(医療機関・社会福祉施設)	福井県: 1,477 京都府: 3,360 合計: 4,837				<ul style="list-style-type: none"> <li>福井県では、避難元施設ごとに避難先施設を事前設定</li> <li>京都府では、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が関係市町と連携の上、受入施設を調整・確保</li> </ul>
	避難行動要支援者(在宅)	福井県: 1,837 京都府: 9,332 合計: 11,169		屋内退避の準備を開始		<ul style="list-style-type: none"> <li>一般住民を対象とした避難先施設への避難を基本とする。</li> <li>避難先施設における生活が困難な避難行動要支援者は、福井県においては、関係機関と調整し避難先を確保。京都府においては、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が関係市町と連携の上、避難先を調整・確保</li> </ul>
	避難行動要支援者(学校・保育所)	福井県: 7,324 京都府: 17,478 合計: 24,802	対象施設(180施設)	保護者引渡し		<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者への引渡しを開始</li> <li>保護者へ引渡しができなかった場合は、全面緊急事態による屋内退避を行い、その後指示に基づき避難先に移動し、保護者に引き渡す</li> </ul>
	一般住民※2	福井県: 35,600 京都府: 94,274 合計: 129,874				<ul style="list-style-type: none"> <li>避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施</li> <li>福井県では、自家用車を利用可能な者は自家用車で移動。自家用車が利用できない者は、県が準備したバス等で移動</li> <li>京都府では、渋滞抑制等の観点から、原則バスによる避難を実施</li> </ul>
	合計	170,682人				

※1 OIL基準に基づく避難等や一時移転のこと。

※2 一般住民の対象者数は、UPZ住民数の合計から割り出した数であり、若干の増減がある。

※3 UPZ圏内の全住民が一斉には一時移転を行わず、緊急時モニタリング結果に基づき、500μ Sv/hないし、20μ Sv/hを超える区域が特定された場合は、特定された区域の住民の一時移転等を実施。

福井県、京都府が、域内のバス会社から必要となる輸送手段を調達。不足する場合は、関西広域連合及び政府の支援の下、隣接県等から輸送手段を調達。